

舞鶴市情報セキュリティ監査(βモデル) 業務 事業者選定実施要項

令和7年7月

舞 鶴 市

1 趣旨

この要領は、舞鶴市情報セキュリティ監査(βモデル) 業務を行う事業者を選定するための手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- | | |
|----------|---------------------------------|
| (1) 業務名 | 舞鶴市情報セキュリティ監査(βモデル) 業務 |
| (2) 業務内容 | 「βモデル監査」および「kintone監査」の実施 |
| (3) 実施場所 | 舞鶴市役所 別館6階 デジタル推進課 および 受託者の作業場所 |
| (4) 実施期限 | 令和8年2月末 |

3 参加資格

本見積り合わせに参加できるものは以下のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
 - (2) 舞鶴市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく競争参加資格の停止の期間中の者でないこと。
 - (3) 情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト（独立行政法人情報処理推進機構）の情報セキュリティ監査サービス分野に登録されていること。
 - (4) 監査対象となる庁内ネットワークの企画、開発、運用、保守等の契約を履行した実績（再委託を含み、現在履行中の契約も含む）を有しない者であること。
 - (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
 - (6) 民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- なお、提出された書類に虚偽があった場合、参加資格を失うものとする。

4 提案書・見積書作成要領及び仕様書

- (1) 提案書・見積書作成要領 別紙1のとおり
- (2) 仕様書

仕様書については、本見積り合わせに参加意向を示した事業者にのみ送付します。

ア 参加意向の連絡方法

下記のメール内容を記載し、「12 提出・連絡先」のメールアドレス宛に送信してください。メール受信後、仕様書を送付いたしますので、翌日16時を過ぎてもメールが届かない場合はご連絡をお願いします。

<メール内容>

- ・表題：舞鶴市情報セキュリティ監査(βモデル) 業務見積り合わせ参加希望
- ・本文：会社名、支社名、部署、担当者、連絡先

イ 参加辞退

参加意向を示した事業者が提案書等の提出期限までに提案書等の提出がない場合は辞退されたものとして取り扱います。

なお、辞退された場合においても、今後の入札、調達等において不利益な取り扱いを受けるものではありません。

ウ その他

仕様書の確認が遅くなった場合でも、提案書等の提出期限は変更ありませんのでご注意ください。なお、仕様書の取り扱いについては、参加の有無に関わらず、本見積り合わせにのみ使用することとし、舞鶴市に無断での利用、公開、転用等は禁止とします。

5 質問書の提出と回答

- (1) 質問書の提出と回答

ア 仕様書の内容等に関する質問書は全て電子メールにより提出するものとする。

イ 質問書の様式は、様式1に準じて作成すること。

ウ 電子メールの件名に「舞鶴市情報セキュリティ監査(βモデル) に関する質問」と記載し送信すること。

エ 質問書の提出期限は、**令和7年7月16日(水) 正午まで**とする。

オ 質問に対する回答は、令和7年7月18日(金)に舞鶴市ホームページに掲載する。

6 提案書等の提出

- (1) 提出物
 - ア 提案書（監査チーム編成表等含） 2部
 - イ 経費見積書（様式任意） 1部
- (2) 提出期限 **令和7年7月30日（水）午後5時まで ※厳守**
- (3) 提出先 舞鶴市役所 デジタル推進課（別館6階）
- (4) 提出方法 持参または郵送(封緘の上提出すること)(期限までに本市に到着していること)
封筒には「舞鶴市情報セキュリティ監査(βモデル)業務にかかる見積書」と記載すること

7 事業者の決定

仕様を満たし、見積金額が安価である事業者を選定。
決定した事業者に対して通知するとともに、令和7年8月1日（予定）に舞鶴市ホームページにおいて公開する。

8 契約等

契約は監査実施事業者と協議のうえ業務委託契約を取り交わすものとする。

9 事業者選定に係る日程

- (1) 質問書提出期限 令和7年 7月16日（水）正午
- (2) 質問の回答 令和7年 7月18日（金）
- (3) 提案書・見積書提出期限 令和7年 7月30日（水）
- (4) 事業者決定（予定） 令和7年 8月 1日（金）

10 提案書の取扱い

- (1) 提案書は、提案者に無断で使用しないものとする。ただし、提案された内容については、今後の参考にすることがある。
- (2) 提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (3) 提出された提案書及び関連書類等は返却しない。

11 その他留意事項

- (1) 提案書、見積書提出日以降の資料等の修正、差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提案、見積に必要な費用は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 本実施要項に定めのない事項は、別途協議の上、定めるものとする。

12 提出・連絡先

住 所 〒625-8555 舞鶴市北吸1044番地
担当部署 舞鶴市政策推進部デジタル推進課
担当者 中山・高井
電話番号 0773-66-1092（直通）
メールアドレス digital@city.maizuru.lg.jp